

1 調査の概要

(1) 調査の目的

この調査は、県内における民間事業所の労働条件等の実態を把握し、労務管理改善等の基礎資料として提供するほか、労働行政運営の参考とするため、統計法（昭和22年法律第18号）に基づく届出統計調査として実施した。

(2) 調査対象

イ) 調査地区

宮城県域

ロ) 調査対象事業所

事業所規模10人以上の民間事業所で、次の14産業

①建設業 ②製造業 ③情報通信業 ④運輸業、郵便業 ⑤卸売業、小売業 ⑥金融業、保険業 ⑦不動産業、物品賃貸業 ⑧学術研究、専門・技術サービス業 ⑨宿泊業、飲食サービス業 ⑩生活関連サービス業、娯楽業 ⑪教育、学習支援業 ⑫医療、福祉 ⑬サービス業 ⑭その他（鉱業、採石業、砂利採取業、電気・ガス・熱供給・水道業）

ハ) 基礎資料

総務省統計局より事業所母集団データベースの母集団情報の使用承認を得て調査集計を行った。

※ 産業分類については「日本標準産業分類」に基づき、別表のとおりとする。

(3) 調査事業所

上記調査対象事業所から規模別・産業別に抽出した2,000事業所

(4) 調査事項

事業所の現況、賃金、労働時間、雇用、育児・介護等支援、パートタイム労働者の諸制度、人材確保・定着

(5) 調査期日

令和7年7月31日現在。ただし、初任給は令和7年4月採用時として支払われたもの。

(6) 調査の方法

みやぎ電子申請サービスによる電子調査

2 回答（集計）状況及び回答事業所の状況

(1) 回答（集計）状況

調査事業所2,000のうち590事業所から回答があり、回収率は29.5%であった。

有効回答は486事業所で、有効回答率は24.3%であった。

※ 以下において、便宜上集計事業所を「回答事業所」と表現する。

(2) 回答事業所の状況

回答事業所における産業分類、常用労働者の規模分類、労働組合の有無については表1のとおりである。

表1 調査事業所分類及び回答事業所の現況

(単位：所、%)

分 類		区 分	回答事業所	
			事業所数	構 成 比
全 体			486	100.0
産 業 分 類	建 設 業		59	12.1
	製 造 業		55	11.3
	情 報 通 信 業		17	3.5
	運 輸 業、郵 便 業		29	6.0
	卸 売 業、小 売 業		104	21.4
	金 融 業、保 険 業		9	1.9
	不 動 産 業、物 品 賃 貸 業		7	1.4
	学 術 研 究、専 門・技 術 サ ー ビ ス 業		24	4.9
	宿 泊 業、飲 食 サ ー ビ ス 業		16	3.3
	生 活 関 連 サ ー ビ ス 業、娯 楽 業		14	2.9
	教 育、学 習 支 援 業		24	4.9
	医 療、福 祉		78	16.0
	サ ー ビ ス 業		48	9.9
そ の 他		2	0.4	
規 模 分 類	1 0 ~ 2 9 人		172	35.4
	3 0 ~ 9 9 人		125	25.7
	1 0 0 ~ 2 9 9 人		58	11.9
	3 0 0 人 以 上		131	27.0
本 社 所 在 地	宮 城 県 内		349	71.8
	宮 城 県 外		137	28.2
労 働 組 合	有		135	27.8
	無		351	72.2

3 利用上の留意点

- (1) この調査は、無作為に抽出した事業所からの任意報告に基づいており、前年の調査と同一性が確保されているわけではない。したがって、時系列比較をする場合には注意を要する。
- (2) 集計標本数が少ない場合は、数値の変動が大きいので、注意が必要である。
- (3) 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、その合計が100.0にならない場合がある。また、「複数回答」の場合、構成比の合計は100.0を超えることがある。なお、質問の細部については未回答の場合もあることから、必ずしもその合計が100.0にならない場合がある。
- (4) この調査の回答は事業所単位で行われているが、集計上の「規模分類」とは本社や支店等を含めた企業全体の常用労働者（正社員）の規模により分類される。
- (5) 集計については、電子計算機処理により、平均賃金、初任給及びその他の賃金については、従業員数による加重平均とした。
- (6) この報告書の図表中に表示する“N”とは集計対象数（事業所数又は労働者数）である。
- (7) この調査結果報告書に用いた次の「主な用語」の説明については、下記のとおりとする。

イ) 従業員

① 常用労働者（正社員）

期間を定めずに雇用されている一般の正規労働者。役員でも常時一定の職務に従事し、一般の従業員と同じ賃金規則、あるいは同じ基準で賃金の支払いを受けている者は「常用労働者（正社員）」に含む。

② 嘱託・契約社員

期間を定めた労働契約により「常用労働者（正社員）」に準じた労働条件で主に専門的な業務に従事する労働者。「準社員」、「非常勤」等事業所により呼称は様々である。

③ パートタイム労働者

「常用労働者（正社員）」よりも所定労働時間が短い者。

④ 臨時・アルバイト

数日～数ヶ月単位の短期雇用を前提とした労働者。

⑤ 派遣労働者

派遣会社と雇用関係にありながら別の会社へ派遣され、派遣先の会社の指揮命令を受けて働く労働者。

ロ) 所定労働時間

労働協約・就業規則等で定められた始業時刻から終業時刻までの時間から、所定の休憩時間を差し引いた実労働時間をいう。

ハ) 所定内賃金

① 基本給

職能給、職務給等

② 諸手当

通勤手当、住宅手当、家族手当、管理職手当、特殊勤務手当、能率手当(歩合給)、精勤手当、皆勤手当、物価手当、役付手当等

ニ) 所定外賃金

時間外勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、深夜勤務手当等

ホ) その他の用語等については、「入力要領」及び「回答フォーム」を参照のこと。

4 産業分類表

建設業	卸売業、小売業	サービス業(他に分類されないもの)
総合工事業	各種商品卸売業	郵便局
職別工事業(設備工事業を除く)	繊維・衣服等卸売業	協同組合(他に分類されないもの)
設備工事業	飲食料品卸売業	廃棄物処理業
製造業	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	自動車整備業
食料品製造業	機械器具卸売業	機械等修理業
飲料・たばこ・飼料製造業	その他の卸売業	職業紹介・労働者派遣業
繊維工業	各種商品小売業	その他の事業サービス業
木材・木製品製造業(家具を除く)	織物・衣服・身の回り品小売業	政治・経済・文化団体
家具・装備品製造業	飲食料品小売業	宗教
パルプ・紙・紙加工品製造業	機械器具小売業	その他のサービス業
印刷・同関連業	その他の小売業	その他
化学工業	無店舗小売業	鉱業、採石業、砂利採取業
石油製品・石炭製品製造業	金融業、保険業	電気業
プラスチック製品製造業	銀行業	ガス業
ゴム製品製造業	協同組織金融業	熱供給業
なめし革・同製品・毛皮製造業	貸金業、クレジットカード等非預金信用機関	水道業
窯業・土石製品製造業	金融商品取引業、商品先物取引業	
鉄鋼業	補助的金融業等	
非鉄金属製造業	保険業(保険媒介代理業、保険サービス業を含む)	
金属製品製造業	不動産業、物品賃貸業	
はん用機械器具製造業	不動産取引業	
生産用機械器具製造業	不動産賃貸業・管理業	
業務用機械器具製造業	物品賃貸業	
電子部品・デバイス・電子回路製造業	学術研究、専門・技術サービス業	
電気機械器具製造業	学術・開発研究機関	
情報通信機械器具製造業	専門サービス業(他に分類されないもの)	
輸送用機械器具製造業	広告業	
その他の製造業	技術サービス業(他に分類されないもの)	
情報通信業	宿泊業、飲食サービス業	
通信業	宿泊業	
放送業	飲食店	
情報サービス業	持ち帰り・配達飲食サービス業	
インターネット附随サービス業	生活関連サービス業、娯楽業	
映像・音声・文字情報制作業	洗濯・理容・美容・浴場業	
運輸業、郵便業	その他の生活関連サービス業	
鉄道業	娯楽業	
道路旅客運送業	教育、学習支援業	
道路貨物運送業	学校教育	
水運業	その他の教育、学習支援業	
航空運輸業	医療、福祉	
倉庫業	医療業	
運輸に附帯するサービス業	保健衛生	
郵便業(信書便事業を含む)	社会保険・社会福祉・介護事業	